

一般社団法人日本卸電力取引所 通信線利用規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)のコンピュータシステムと接続するため接続線(以下、「JEPX専用接続線」という。)の利用に関する事項等について定める。

(利用者資格)

第2条 JEPX専用接続線の利用者(以下、「JEPX専用線利用者」という。)は次の各号に定めるものでなければならない。

- (1) コンピュータシステムおよびコンピュータ通信技術に十分な知識および技能がある。
- (2) 常時連絡可能な体制を用意できる。
- (3) 日本の法人である。

(申込)

第3条 JEPX専用接続線の利用を希望する事業者は、本取引所の定める申込書式を本取引所に申請する。

2. 前項の申請を受け本取引所は、速やかに技術面および第2条に定める事項に関して審査を実施する。申請者は審査に協力しなければならない。
3. 上記審査後、本取引所は結果を申請者に通知する。

(設備設置)

第4条 第3条第3項で本取引所が接続可能と判断した場合、本取引所が契約委託する通信事業者(以下、「JEPX通信事業者」という。)にJEPX専用接続線の設置および運用を委託する。

2. JEPX専用線利用者は前項の機器設置場所の無償提供を含め、設置作業に協力しなければならない。また、JEPX通信事業者が設置する接続機器を適切に管理しなければならない。
3. 本取引所は前項の工事と並行して、接続に必要な各種情報を申請者に通知する。
4. 本取引所はJEPX専用接続線による通信の確認が可能な接続先を用意する。

(費用負担)

第5条 JEPX専用線利用者はJEPX専用接続線にかかる費用の負担として次の各号を本取引所に支払う。

- (1) 接続工事費 第4条の通信設備設置工事終了後1月以内に50万円(税抜)
- (2) 通信費 第4条の通信設備設置工事終了後の翌月より、毎月末に25万円(税抜)

(通知事項)

第6条 JEPX専用線利用者は、自らのJEPX専用接続線を利用して取引を行う本取引所の取引会員または非化石価値取引会員を本取引所に通知しなければならない。

2. 前項の通知に変更がある場合は、すみやかに本取引所に通知しなければならない。

(情報管理等)

第7条 1線のJEPX専用接続線に複数の取引会員または非化石価値取引会員の通信を行う事業者は、そのシステムを会員毎に分割(仮想技術利用による分割を含む)し、利用する会員間の情報管理は徹底しなければならない。

2. 前項に加え、JEPX専用線利用者はシステム運用において情報管理の徹底に努めなければならない。

3. JEPX専用線利用者は、本取引所が指定する通信方法以外の通信はしてはならない。
4. JEPX専用線利用者は、第三者による不正な利用を防ぐ責を負う。第三者による不正な利用があった場合は、その影響の責を負う。

(利用の停止)

- 第8条 本取引所は、JEPX専用線利用者が第5条の費用の支払を含む本規約に違反する場合、JEPX専用接続線の利用を一時停止する場合がある。
2. 本取引所は、前項の違反が除去されたことが確認したのち、前項の停止を解除する。
 3. 本取引所は、第1項の違反が除去されないことが一定期間続くことが予想される場合、当該JEPX専用線利用者に通知のうえ、JEPX専用接続線の利用を終了させる。
 4. 前3項の利用停止期間においても第5条第1項第2号の通信費の支払義務は継続する。

(利用の終了)

- 第9条 JEPX専用接続線の利用を終了する場合、JEPX専用線利用者は本取引所にその旨を届出なければならない。
2. 本取引所は、その届出によって、JEPX通信事業者に設備の撤去を委託する。当該JEPX専用線利用者は設備の撤去に協力しなければならない。
 3. 第1項の届出がなされた月をもって、第5条第1項第2号の通信費の支払義務を終了する。

(連絡体制の維持)

- 第10条 JEPX専用線利用者は、随時連絡可能な連絡先を本取引所に届け出なければならない。
2. 本取引所は、JEPX専用接続線の利用にかかる連絡先、業務関係システムにかかる連絡先を利用者に通知する。

(連絡事項)

- 第11条 本取引所は、JEPX専用接続線の利用に制限を設ける場合は、事前に第10条の連絡先に通知する。ただし、緊急の場合はその限りでない。

(通信線障害時の措置)

- 第12条 本取引所および本取引所が契約委託する通信事業者は、JEPX専用接続線の運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力を行うこととするが、次の各号に掲げる損害について、その責めを負わないものとする。
- (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による生じた損害
 - (2) 通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵によって生じた損害
 - (3) 第三者による妨害、侵入または情報改変等によって生じた損害
 - (4) その他本取引所およびJEPX通信事業者の責めに帰すことができない事由により生じた損害
2. JEPX専用線接続利用者等が所有する通信回線、通信機器またはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵が発生した場合、当該事業者等が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、本取引所またはJEPX通信事業者はその原因を調査する義務または解決するための義務を負わないものとする。

(本取引所の免責)

第13条 本取引所は、本取引所またはJEPX通信事業者の責めに帰すべき事由により、JEPX専用線利用者等の関係者に損害を与えた場合には、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、故意または重過失による場合は、この限りでない。

2. 前項の損害において、間接的損害については、本取引所は免責とする。

(臨機の処置)

第14条 本規約に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本取引所は、本規約の趣旨に準じてその処置を定める。

(改定)

第15条 本規約は、本取引所が必要として認めた場合には、改定することができる。その場合、改定の1月前までにJEPX専用線利用者に通知する。

制定 2024年12月9日